

政令第 号

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令

内閣は、罹災都市借地借家臨時処理法（昭和二十一年法律第十三号）第二十五条の二及び第二十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害として次の表の上欄に掲げる災害を定め、当該災害について同条の規定を適用する地区として同表の下欄に掲げる地区を定める。

災 害	地 区
平成十六年新潟県中越地震による災害	新潟県のうち 長岡市 柏崎市 小千谷市 十日町市 見附市 市 栃尾市 魚沼市 北魚沼郡川口町 刈羽郡のうち 刈羽村 西山町

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理 由

平成十六年新潟県中越地震による災害のため滅失した建物の借主等の権利の保護を図るため、罹災都市借地借家臨時処理法の規定を適用する地区として、新潟県のうち長岡市、柏崎市、小千谷市等の地区を定める等の必要があるからである。

罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令案要

綱

平成十六年新潟県中越地震による災害を罹災都市借地借家臨時処理法第二十五条の二の災害とし、新潟県のうち長岡市、柏崎市、小千谷市等の地区を同条の規定を適用する地区とするものとする。